

令和2年12月25日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は東洋シャッター株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：東洋シャッター株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

東洋シャッター株式会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反するとして、平成22年6月9日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これらを不服として審判請求していたが、令和2年8月31日に課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決があり、これが確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課長 高城 辰哉 (内線6141)
課長補佐 小園 賢太郎 (内線6143)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：東洋シャッター株式会社
許可：国土交通大臣（般-29）第1959号
代表者：岡田 敏夫
主たる営業所：大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和3年1月9日から令和3年2月7日までの30日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建具工事業に関する営業

3. 処分理由

東洋シャッター株式会社は、建設業者が発注する、近畿地区における建築物その他の工作物に取り付けられるシャッター等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、同法第3条の規定に違反するとして、平成22年6月9日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これらを不服として審判請求していたが、令和2年8月31日に課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決があり、これが確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。